

03. 広瀬病院 感染対策室(感染制御チーム ICT)の業務内容

1. 感染対策室および感染制御チームの位置づけ

「広瀬病院 院内感染対策指針」に基づき、院内に感染対策室を設置する。その構成員を感染制御チーム(ICT)とする。

2. 感染制御チーム(ICT)の構成

感染制御チーム(ICT)は、院内感染管理者(以下、「感染対策室長」という)(専任の医師)、専任の看護師、薬剤師(兼任)、臨床検査技師(兼任)、事務職員(兼任)で構成される。

3. 感染対策室長の業務

感染対策室長は病院長が任命し、院内感染対策委員会に所属する。

- (1) 感染対策室長は、医療機関における院内感染対策に関する業務を統括する役職。
- (2) 感染対策の企画立案や評価、職員の意識向上や指導を行い、院内の感染リスクを最小限に抑えるために活動する。
- (3) 感染制御チーム(ICT)と連携して、感染症の発生状況や薬剤耐性菌の監視も行う。

4. 感染制御チーム(ICT)の業務

院内感染対策に関する情報を収集するとともに問題点を把握し、改善策を講じるなど院内感染対策活動の中心的な役割を担う所管部署として、病院長の指示に基づき、以下の業務を行い院内感染対策指針に基づいた病院全体の院内感染対策を進めるために、組織横断的に活動する。

- (1) 院内ラウンド:1週間に1回程度、定期的に院内を巡回し、院内感染防止対策の実施状況の把握と指導を行う。感染対策のマニュアルが遵守できているか確認する。
- (2) 感染対策向上加算1に係る届出を行った医療機関と合同で年4回程度、定期的なカンファレンスに参加する。
- (3) 感染委員会と協力して、感染対策マニュアルの適宜作成、改訂、更新をする。
- (4) 感染委員会と協力し、職員を対象として年2回程度、院内感染に関する研修を実施する。
- (5) 院内感染に関する情報収集並びに分析。
- (6) 職員の感染防止に関すること。
- (7) 院内の抗菌薬及び消毒薬の適用使用について、連携する感染対策向上加算1の病院から助言を受けること。
- (8) 院内感染サーベイランスにデータ(検査部門・全入院患者部門)を毎月提出し、当院の薬剤耐性菌による感染症の最新の発生状況の報告を受け、情報を職員に伝達する。
- (9) その他院内感染に関する業務。

附則

この業務指針は、2024年9月27日から施行する。